

第78回国民スポーツ大会多久市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会多久市医事・衛生基本計画」に基づき、多久市で開催する「SAGA2024国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者等（以下「大会参加者等」という。）の医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024多久市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて、医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED等を配備する。

4 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて救急自動車等の出動を要請し、医療機関に搬送する。

5 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて最寄りの医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行う。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

6 救急自動車等の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 多久市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。